

6. 外来生物

外来種とは、もともとその地域にはいなかったものが、人間の活動を通じて他の地域から入ってきた生物種のことをいう。中でも地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを特定外来生物に選定し、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）の中でもその取り扱い等について厳しく規制している。また、特定外来生物ほど明確な被害に関する知見はないものの、その予備軍として留意すべき必要のある種を要注意外来生物として選定している。

春日市で確認された特定外来生物は、植物ではオオキンケイギク 1 種、動物ではウシガエル、オオクチバス、ブルーギル及び市の動物処理記録にあったアライグマの 4 種である。一方、要注意外来生物は、植物 30 種、動物 3 種に及ぶ。

植物では、法面緑化のために持ち込まれた種が多く、河川沿いや公園等の開けた場所に広く分布している。

動物では、河川、溜池等の水辺に生息する種がほとんどである。なお、アライグマについては、近年、筑紫野市や那珂川町などの近隣市町での侵入、繁殖確認情報が報告されており、春日市においても早期の対応が求められる。

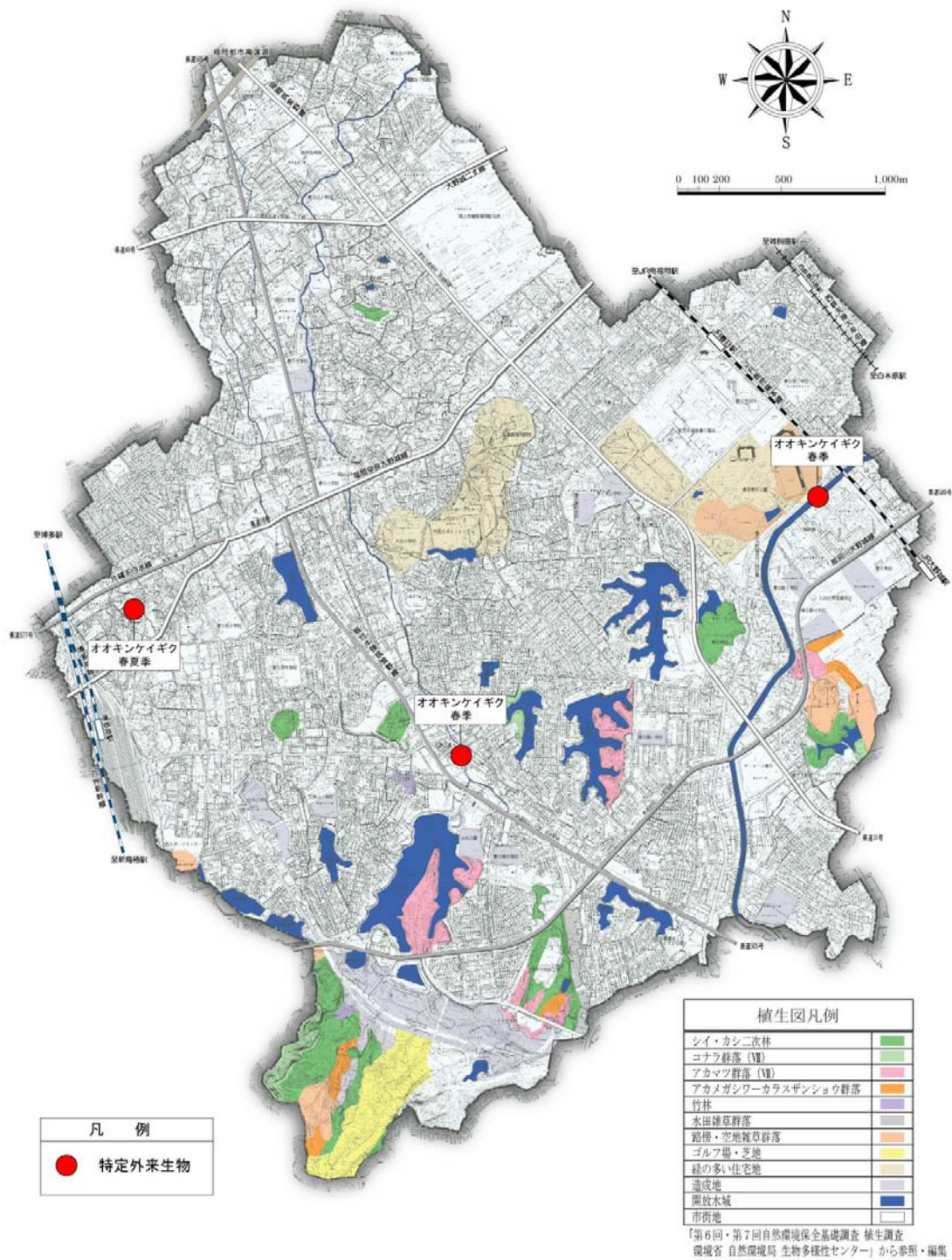
■表 26 春日市で確認された特定外来生物、要注意外来生物（植物）

	種 名	特定外来生物 要注意外来生物	確 認 地 点
植 物	ハゴロモモ	要注意外来生物B	7. 大傘田池
	オランダガラシ	要注意外来生物B	2. 牛頸川2、3. 牛頸川3
	ムラサキカタバミ	要注意外来生物B	1. 牛頸川1、6. 社池、7. 大傘田池、10. 上散田池、13. 春日公園、14. 白水大池公園
	メマツヨイグサ	要注意外来生物B	1. 牛頸川1、2. 牛頸川2、3. 牛頸川3、4. 諸岡川2、8. 春日貯水池、9. 惣利池、11. 市役所駐車場及び道端、14. 白水大池公園、18. 春日市南部の林地、19. 白水八幡宮
	コマツヨイグサ	要注意外来生物B	1. 牛頸川1、2. 牛頸川2、3. 牛頸川3、4. 諸岡川2、5. 諸岡川1、7. 大傘田池、10. 上散田池、11. 市役所駐車場及び道端、12. 日拝塚古墳、15. 元宮公園、18. 春日市南部の林地、19. 白水八幡宮
	トウネズミモチ	要注意外来生物D	1. 牛頸川1、4. 諸岡川2、9. 惣利池、11. 市役所駐車場及び道端、13. 春日公園、19. 白水八幡宮
	ヘラオオバコ	要注意外来生物B	1. 牛頸川1、10. 上散田池
	オオブタクサ	要注意外来生物A	1. 牛頸川1、2. 牛頸川2、7. 大傘田池、18. 春日市南部の林地
	アメリカセンダングサ	要注意外来生物B	1. 牛頸川1、2. 牛頸川2、3. 牛頸川3、4. 諸岡川2、5. 諸岡川1、7. 大傘田池、8. 春日貯水池、9. 惣利池、10. 上散田池、11. 市役所駐車場及び道端、13. 春日公園、14. 白水大池公園、16. 春日神社、18. 春日市南部の林地、20. 清掃工場側の田んぼ
	コセンダングサ	要注意外来生物B	3. 牛頸川3、4. 諸岡川2、5. 諸岡川1、7. 大傘田池、8. 春日貯水池、9. 惣利池、11. 市役所駐車場及び道端、16. 春日神社、18. 春日市南部の林地
	ヒメムカシヨモギ	要注意外来生物B	1. 牛頸川1、2. 牛頸川2、4. 諸岡川2、5. 諸岡川1、7. 大傘田池、8. 春日貯水池、9. 惣利池、10. 上散田池、11. 市役所駐車場及び道端、13. 春日公園、14. 白水大池公園、15. 元宮公園、16. 春日神社、17. 天神山水城跡、18. 春日市南部の林地、19. 白水八幡宮
	オオアレチノギク	要注意外来生物B	1. 牛頸川1、3. 牛頸川3、4. 諸岡川2、5. 諸岡川1、6. 社池、7. 大傘田池、9. 惣利池、10. 上散田池、11. 市役所駐車場及び道端、12. 日拝塚古墳、13. 春日公園、15. 元宮公園、16. 春日神社、17. 天神山水城跡、18. 春日市南部の林地、19. 白水八幡宮、20. 清掃工場側の田んぼ
	オオキンケイギク	特定外来生物	1. 牛頸川1、4. 諸岡川2、12. 日拝塚古墳
	ヒメジョオン	要注意外来生物B	1. 牛頸川1、2. 牛頸川2、3. 牛頸川3、4. 諸岡川2、5. 諸岡川1、6. 社池、7. 大傘田池、8. 春日貯水池、9. 惣利池、10. 上散田池、11. 市役所駐車場及び道端、12. 日拝塚古墳、13. 春日公園、14. 白水大池公園、17. 天神山水城跡、18. 春日市南部の林地、19. 白水八幡宮、20. 清掃工場側の田んぼ
	ハルジオン	要注意外来生物B	11. 市役所駐車場及び道端
	ブタナ	要注意外来生物B	1. 牛頸川1、2. 牛頸川2、8. 春日貯水池、9. 惣利池、11. 市役所駐車場及び道端、13. 春日公園、14. 白水大池公園、15. 元宮公園、20. 清掃工場側の田んぼ
	セイタカアワダチソウ	要注意外来生物A	1. 牛頸川1、2. 牛頸川2、3. 牛頸川3、4. 諸岡川2、5. 諸岡川1、6. 社池、7. 大傘田池、8. 春日貯水池、9. 惣利池、10. 上散田池、11. 市役所駐車場及び道端、12. 日拝塚古墳、13. 春日公園、14. 白水大池公園、15. 元宮公園、16. 春日神社、18. 春日市南部の林地、19. 白水八幡宮、20. 清掃工場側の田んぼ
	アカミタンポポ	要注意外来生物B	11. 市役所駐車場及び道端、13. 春日公園
	セイヨウタンポポ	要注意外来生物B	2. 牛頸川2、5. 諸岡川1、7. 大傘田池、8. 春日貯水池、9. 惣利池、10. 上散田池、11. 市役所駐車場及び道端、12. 日拝塚古墳、13. 春日公園、14. 白水大池公園、15. 元宮公園、19. 白水八幡宮、20. 清掃工場側の田んぼ
	オオオナモミ	要注意外来生物B	2. 牛頸川2、3. 牛頸川3、14. 白水大池公園、18. 春日市南部の林地
	オオカナダモ	要注意外来生物A	4. 諸岡川2、7. 大傘田池、9. 惣利池
	キシウブ	要注意外来生物B	7. 大傘田池、9. 惣利池、10. 上散田池、14. 白水大池公園
	ノハカタカラクサ	要注意外来生物B	3. 牛頸川3、4. 諸岡川2、5. 諸岡川1、7. 大傘田池、9. 惣利池、10. 上散田池、13. 春日公園、20. 清掃工場側の田んぼ
	メリケンカルカヤ	要注意外来生物B	1. 牛頸川1、3. 牛頸川3、6. 社池、7. 大傘田池、8. 春日貯水池、9. 惣利池、11. 市役所駐車場及び道端、12. 日拝塚古墳、13. 春日公園、14. 白水大池公園、16. 春日神社、17. 天神山水城跡
	カモガヤ	要注意外来生物D	2. 牛頸川2、10. 上散田池、12. 日拝塚古墳、14. 白水大池公園、17. 天神山水城跡
	シナダレスズメガヤ	要注意外来生物D	1. 牛頸川1、2. 牛頸川2、3. 牛頸川3、7. 大傘田池、8. 春日貯水池、10. 上散田池、14. 白水大池公園
	オニウシノケグサ	要注意外来生物D	1. 牛頸川1、2. 牛頸川2、14. 白水大池公園、20. 清掃工場側の田んぼ
	ネズミムギ	要注意外来生物D	1. 牛頸川1、2. 牛頸川2、3. 牛頸川3、4. 諸岡川2、7. 大傘田池、12. 日拝塚古墳、14. 白水大池公園、18. 春日市南部の林地、19. 白水八幡宮
	ホソムギ	要注意外来生物D	12. 日拝塚古墳
	キシウウスズメノヒエ	要注意外来生物D	2. 牛頸川2、3. 牛頸川3、7. 大傘田池、8. 春日貯水池、10. 上散田池、13. 春日公園、14. 白水大池公園、20. 清掃工場側の田んぼ
メリケンガヤツリ	要注意外来生物B	18. 春日市南部の林地	

・特定外来生物：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において、取扱いが規制された生物、外来生物のうち特に生態系への影響が大きい種を、特定外来生物として指定している。

・要注意外来生物のカテゴリー

- 要注意外来生物A：被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物
- 要注意外来生物B：被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物
- 要注意外来生物C：選定の対象とならないが注意喚起が必要な外来生物（他法令の規制対象種）
- 要注意外来生物D：別途総合的な取組みを進める外来生物（緑化植物）



■ 図3 春日市で確認された特定外来生物（植物）

■表 27 春日市で確認された特定外来生物、要注意外来生物（動物）

	種 名	特定外来生物 要注意外来生物	確 認 地 点
爬虫類	アカミミガメ	要注意外来生物A	1.牛頸川1、4.諸岡川2、6.社池、7.大傘田池、8.春日貯水池、9.惣利池、10.上散田池、13.春日公園、14.白水大池公園
両生類	ウシガエル	特定外来生物	1.牛頸川1、2.牛頸川2、6.社池、7.大傘田池、9.惣利池、10.上散田池、13.春日公園、14.白水大池公園、16.春日神社、18.春日市南部の林地
魚 類	ブルーギル	特定外来生物	7.大傘田池、8.春日貯水池、9.惣利池
	オオクチバス	特定外来生物	7.大傘田池
甲殻類	アメリカザリガニ	要注意外来生物A	1.牛頸川1、4.諸岡川2、5.諸岡川1、6.社池、7.大傘田池、9.惣利池、14.白水大池公園、10.上散田池
貝 類	スクミリンゴガイ	要注意外来生物C	4.諸岡川2、5.諸岡川1
哺乳類	アライグマ*	特定外来生物	原町2丁目（光町3丁目西鉄バス停付近）

※動物相調査時には確認されなかったが、市の動物処理記録で確認した。

・特定外来生物：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において、取扱いが規制された生物、外来生物のうち特に生態系への影響が大きい種を、特定外来生物として指定している。

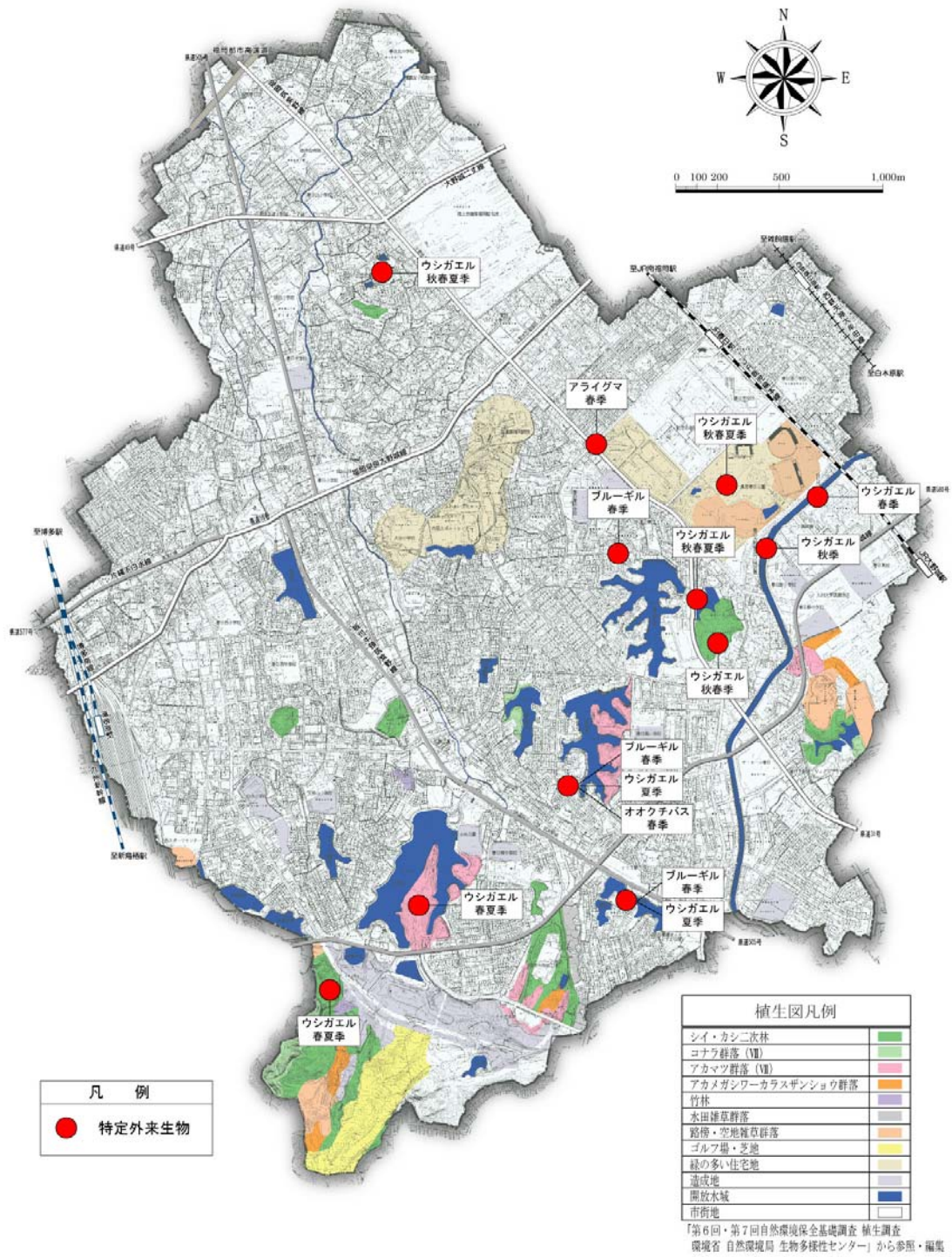
・要注意外来生物の 카테고리

要注意外来生物A：被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

要注意外来生物B：被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

要注意外来生物C：選定の対象とならないが注意喚起が必要な外来生物（他法令の規制対象種）

要注意外来生物D：別途総合的な取組みを進める外来生物（緑化植物）



■ 図4 春日市で確認された特定外来生物（動物）